

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 28 年 2 月
川口信用金庫

平成 25 年度税制改正による「地方税法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客様につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客様は変更ございません。

【対象となる預金】

- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金（納税外の目的で払戻しをした場合のみ）
- ・定期積金
- ・外貨定期預金

【税率】

期間	対象	税率
平成 27 年 12 月 31 日まで	預金利息	20.315%（国税 15.315%+地方税 5%）
平成 28 年 1 月 1 日から	預金利息	15.315%（国税 15.315%）

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

※普通預金、通知預金及び納税準備預金は平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息より地方税を特別徴収いたしません。

※定期積金、定期預金および外貨定期預金は平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時及び中途解約時にお支払する地方税を特別徴収いたしません。

【対象となる団体等について】

※対象となる団体等には権利能力なき社団等も含まれます。従いまして権利能力なき社団に該当されるお客様は地方税の特別徴収を行いません。

【ご注意】

・この内容は、平成 28 年 2 月 10 日における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。

・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいませよう願ひいたします。

・個別具体的はケースに係る税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認くださいませよう願ひいたします。

以上